

山 監 査 第 2 0 6 号

平成30年（2018年）1月11日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

## 記

### 1 措置の内容

別紙のとおり

平成29年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

## 【市民生活部】

### 1 環境課

[問題点 墓地の使用について]

墓地の使用に関して、使用許可申請の内容と現在の状況が、適正に使用しているとは言いがたいものがある。今後の対応について協議・検討されたい。

[改善措置]

指摘のあった墓については、下記の理由により現状での使用の継続を認める。なお、今後の新規使用については完成後に写真または現地での確認を行う。

(理由)

御指摘のとおり、墓石に刻まれているのは申請者名ではないことから、山陽小野田市墓地条例（以下「条例」という。）第15条第1項第2号に規定する墓地使用权の譲渡又は転貸に該当すると思われる。

しかし、埋葬者名を記載した戒名碑には申請者の御遺族2名の名前が刻まれていることから、使用权を譲渡又は転貸したとは言いきれず、条例第11条第2号に規定する管理代行という可能性も排除できない。

また、条例第15条に規定する使用許可の取消しは「できる」規定であるので、実情等を勘案したうえでの不執行も認められていると考える。

### 2 環境事業課

[問題点 行政処分について]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について疑義がある。関係部署と協議、調整等を行い、適切な処理をされたい。

[改善措置]

一般廃棄物処分業（収集・運搬）の許可業者が、指定する分別方法や収集・運搬・処分等に対する違反があったと判断し、廃掃法第19条の3の「改善命

令」を適用し文書を発令しましたが、ご指摘のとおり事務的な間違いも含め、今回のケースではその規定の選択が不適切でありました。

廃棄物は、排出元や取扱者に加え、複雑な要因が絡むことにより、その性質や処理方法等が大きく変わるものであります。今後は、これらのことを踏まえ、問題のより詳細な状況把握に努め、適切な指導となるよう十分注意を図ることとしました。